

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成22年7月14日(水) 午前10時00分～午後0時00分
■場 所	小田急仙台ビル4階 会議室2
■出席委員	江成委員 持田委員 風間委員 境田委員 鶴見委員 平吹委員 溝田委員 安井委員 山本委員 横山委員
■欠席委員	武山委員 永幡委員 宮原委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長 高橋環境都市推進課長 石井環境対策課長 (環境都市推進課環境調整係)
■事業者	仙台市新墓園建設事業（第2期）事業者
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦瀬委員辞職報告 ・ 審査会成立報告
事務局（環境調整係長）	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料確認
江成会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名委員 境田委員に依頼</p> <p>→ (境田委員了承)</p>
江成会長	それでは審議に入る。「仙台市新墓園建設事業（第2期）準備書について」事務局から説明をお願いする。
事務局（環境調整係長）	内容について事業者から説明する。
事業者	(資料1-1について説明)
江成会長	それでは、今の説明に対して委員の皆さんからご質問、ご意見などお願いする。
横山委員	植物について、まず、今回の改変区域の中にしか出てこない植物がいくつもあり、それに対しては移植をして保全することになっている。しかし、例えば対象に含まれる植物のうち、ハクウンランなどは移植が極めて難しいことが予測される。しかも2株しかないということで、移植が成功する可能性

	<p>は極めて低いのではないかと予測される。</p> <p>単純に移植することが本当に保全対策になるかどうかは、かなり効果が怪しいという印象を持つ。移植をするにしても、特に移植の難しい植物に関しては、どういった形で移植をするのか、現段階で考えられる措置を講じることを明記していただきたい。</p> <p>今回、移植の中にカヤランが含まれている。確かにカヤランは改変区域内に生えていないが、地図を見ると、国道のすぐわきに存在しているようである。例えば工事車両が通行することによる影響がないのかということはきちんと評価する必要があるのではないか。改変区域にないものでも例えばこういう着生植物のように、改変しないから大丈夫だというのとは違った影響を受ける可能性がある。特に、道路わきに生えていて、工事車両などの数が増えると影響を受ける可能性があるものについては個別に影響評価を行う必要があるのではないかと考えている。</p> <p>それから、緑化のときに郷土種を利用するという話で、例えば中にムラサキシキブなどが予定されているが、ムラサキシキブなどは自然状態でも非常に雑種、交雫をしやすい植物なので、郷土種をどこから入手するのかということによっては、郷土種を入れたからといって必ずしも影響がないとは言い切れない場合が出てくるので、郷土種の入手先について考えがあれば、それを明記していただきたい。</p>
事業者	<p>植栽する植物の入手については、今回の改変区域内の幼木を極力使用する。大きいものは移植しても枯れる危険性が大きいので、低木、もしくは中木クラスを盛土法面に移植する。購入木となると東北で種苗をやっているのはせいぜい岩手県の小岩井農牧ぐらいなので、関東以南産になってしまふ。極力、改変区域内にある幼木を移植したいと考えている。それについて植栽計画の中に提示させていただいている。ハクウンランの移植の方法については、次回の審査会で詳細に調べてお答えしたい。</p> <p>なお、本日わかる部分は植物の担当から説明する。</p>
事業者	<p>まず、ハクウンラン、ヒメフタバラン、どちらも小型のラン科で非常に移植が難しい植物である。今考えられているのは、土のブロックを大体深さ 20 cm, 0. 1 m² ぐらいの面に泥ごと落とし込んで、その泥のブロックで移植をしていくということを考えている。</p> <p>キンランなど、今いろいろなところで行われている例では、ケージのようなものをつくり、それを泥に打ち込んでそのまま持っていくということも行われている。ただ、やはり共生菌との関係の問題があるので、土を持っていくばくまくいくというふうに安直には考えていない。もしさらに細かい情報というのが得られるようであれば、移植方法に反映させていく。</p>

	<p>それから、カヤランに関してであるが、これはモミの樹上についている。大体一番低いところでも道路側から見ると、17, 8mぐらい上の部分である。偶然発見したものである。強風のとき落ちてきたものを発見し、そこから上を見たら双眼鏡でやっと発見できたような次第である。高さとしてはかなり上の位置であり、国道の上に枝を広げているというものではない。確かに大型の車両が通行し、振動、大気の影響というのがゼロとはいわないが、今の状況では大丈夫なのではないかと考えている。ただもう一度その辺のところに関しては詳細に見直してみようと思っている。今の段階ではそれほど不安材料はないと考えている。</p>
横山委員	<p>モニタリングだけでも継続するなりということをすれば多分安心なのではないか。あと一つ、ヒゴスミレが一個体だけ見つかっているが、道路際で危なっかしいので、あれだけ動かすということはできるのではないかという気がする。そのあたり、例えば通行によって影響を受けそうなところについて、もう少しこの中で検討し直していただきたい。</p>
事業者	<p>実は今回の現場は、地元の方たちが自由に入る、また、墓参に絡めてよその方も入れるというような場所である。もう既に盗掘がされていることを目撃している。私どもが確認した貴重種の中でも盗られてしまったものもあるし、恐らくヒゴスミレは店頭でも販売されている有名なスミレなので、好きな方がご覧になり、「ああ、いたいた」と言って持っていくのではないかと思われる。この辺は考慮の余地があると思っている。</p>
山本委員	<p>温室効果ガスのところで、樹木伐採に伴う二酸化炭素の吸収量の減少量の試算がしてある。1年間にどれだけの減少量という、表記もされているが、この伐採によってどれだけ減って、そして、植栽をすることによる影響も含め、トータルで考えたときに、年々どういうふうに変わっていくかというデータが欲しいと思った。見たところ、なかつたので、ご説明をお願いしたい。代償に係る環境保全措置ということで、1本ずつ1年当たりという数字は出ているが。</p>
事業者	<p>準備書の10の13の38ページに工事に係わるものとして資材運搬、重機稼働と樹木伐採、供用に係るものとして墓参車両、電気使用による発生量を各年度別に出したものがある。</p>
山本委員	<p>すると、年当たりというのが、トータルとして1年にこれだけ発生するという意味か。</p>
事業者	<p>右側の合計を右側39ページのグラフで示している。</p>
山本委員	<p>これでトータル量だということか。</p>
事業者	<p>植栽で回復する部分についてはこれには合算していない。発生する部分のみである。</p>

山本委員	両方が入っているのではないのか。
事業者	10の13の43ページ、44ページに植栽や、法面の緑化に係る吸収量の改善の努力を示している。
山本委員	これは見ていた。どんなふうに生かされているのかを確認したいと考え質問した。
平吹委員	<p>二点伺いたい。まず要約書の19ページで、造成エリアをコナラ林が主体であった東側から、全体的に北西方向にシフトし、なおかつ改変面積も減らしていただいたことは大変ありがたいが、この図でフラットな尾根面になっている西側部分を活用した方が谷をつぶすよりさらによいのではないかと感じるが、どうなのか。</p> <p>もう1点は、1期工事と2期工事を分け、それぞれで取付道路が新たにつくられるわけだが、最後はその半分以上は法面で埋められてしまう。供用後は、これらの取付道路はどうするのか。</p>
事業者	<p>まず、最初のご質問だが、等高線については、この図面は粗い図面であり、こんなに平らではない。この図面で平らな部分は営林署で以前、山を管理しているときに使っていた山道であり、今回、動物の調査やフクロウの調査の中で使わせていただいたが、幅は4mくらいある。その前後はこんなに等高線が緩やかではなく、もう少しきつい等高線になる。</p> <p>シフトした理由は、まず一つは、沢地形の保存であり、沢のところを何とかずれるような格好にしている。なるべく沢を埋めたくなかったので、ちょうど沢の手前でとめたということと、あとは先ほど環境配慮方針の方でご説明申し上げたとおり、旧国有林のヒノキ、スギ林のところにシフトするということで考えた。</p> <p>管理用通路については、以前の計画は、一方向から入って、全部1回で造成する計画だったが、2工区に分け、1工区を造成して落ち着いてから2工区というように考えた。しかし、法面を管理する上でどうしても法面の崩壊や浸食などが出てくる可能性もあり、工事用の進入路ということになっているが、できれば残したい。そして、例えば法面崩壊したときに、上からだけでなく下からも工事ができるようにしたい。</p> <p>ただし、457号線の入口については、景観上としてもあからさまに道路が見えるような格好になるので、植栽で隠すこととした。</p>
平吹委員	では、等高線としては、次の21ページの図を見た方がより的確で、なおかつ実際は谷奥が迫っているという理解でよいか。
事業者	そのとおりである。
風間委員	2期の当初計画の見直し地形のこと、大変わかりやすく説明していただいたと思うが、例えば要約書の4ページで、改変面積が11.76haに減

	<p>っているが、それに対して埋めなくなつた谷があり、新しくできたところは切土がほとんどだと思うので、土工量は逆に増えていると思う。計画の見直し後の土工量が書いてあるが、見直し前の土工量と比較しどのぐらい増えたのか、減ったのか。</p>
事業者	<p>方法書の時点でどれぐらいの土工量になるのかという質問があり、概算で42万m³ぐらいとお話した。その42万m³というのは、土量換算係数をかけてない数値であり、土量換算係数を掛けるともっと多いと思う。概算であり、測量をした正確な土量ではない。</p>
風間委員	<p>正確ではなくて結構だが、要約書の26ページ、10) 整地計画に、新しい切土量と盛土量があり、今のお話だと、43万m³ぐらいだったのが、44万m³ぐらいにふえたということか。</p>
事業者	<p>前の土量換算係数は1.07ぐらいで計算した。</p>
風間委員	<p>ここにも土量換算係数が書いてある。それと同時に、39ページの整地計画平面図を見ると、今回改変しなくなつて、また新たに改変しようとしたところはほとんど切土になつていて、当然土工量は増えるが、そんなに増えていないという理解でいいか。</p>
事業者	<p>以前の計画では埋める計画だった谷の反対側まで切土を行う計画だった。今回、その谷の反対側の切土がなくなつていて、そんなに増えていないと思う。要約書の5ページに新旧計画図面の比較がある。図面に九ノ森山という200mちょっとの三角点があるが、旧の計画では、そこから尾根を全部切って埋める計画になっていた。それがなくなったので、具体的に何m³というような算出はしていないが、土量的に切土はそんなに増えていないと思う。</p>
風間委員	<p>いい方向でやつていただいたと思うので、もし書けるようであつたら書きかえていただいた方がいいと思う。</p>
安井委員	<p>同じくその5ページを見て、22mぐらいの盛土ということで、この黄色い部分が法面だと思うが、そのすぐ近くに芝生墓所、ピンク色の大きな墓所全体の環状道路があるが、この部分も当然、何らかの盛土になつていて思う。普通宅地造成をするようなとき、谷も埋めたりすると思う。お墓はそんなに荷重はかかるないかも知れないが、道路などの部分についての安全性について検討した結果をご説明いただきたい。</p>
事業者	<p>先生が今ご指摘になつた、ちょうど芝生墓所の下の法面が一番高い盛土である。この法面については、沢を埋めて造成するので、どうしても高盛土になる。安定計算については、方法書時点で先生からご意見をいただき、宅造法に基づき、宅地防災マニュアルを準用することとし、設計指針等全部見直して、計画安全率を確保している。</p>

	<p>ボーリング調査の結果、50cmぐらいですぐ岩盤であり、盛土する位置についても、あらかたが岩塊であり、盛土の土がいいので安定するという格好になっている。準備書10-6-41ページに斜面の安定検討結果を記載している。</p> <p>通常、公共の土木工事は道路土工指針を使っているが、準備書の安定計算には、1ランク上の宅地造成等規制法の技術基準を使用している。これを採用し、かつどうしても仮設沈砂池を埋めていく格好になるので、この辺の地下水の水圧などもすべて考慮して、計算してこれくらいの安全率になる。粘着力についても土質試験結果が出ているが、粘着力をゼロで計算したケースも載せており、それでこれくらいの安全率が確保できるということだ。</p> <p>先ほどの園路については、谷を横断するので、そこの部分については、循環させるのに一部必ず盛土の上を通らないと戻ってこられない。メインの園路の3分の2ぐらいは切土の上に乗せる計画になっている。その盛土の部分を横断するところがどうしても盛土になってしまう。</p> <p>地盤は流動体だと私たちは教わってきた。幾ら安全率があっても動く可能性はあると思う。そんなに人間もいないし、何か危険なときがあれば、早く察知して何かの対策をとれたらいいと思う。</p>
安井委員	他にいかがか。
江成会長	
安井委員	第1期工事はもう供用されており、この資料の一番最初の写真のように現在なっているということだと思う。説明ではお墓に行ってお花を上げて、その枯れた花というのを極力持ち帰れということになっているが、それはあり得るのか。御供物は食べてしまうとか、持つて帰るというのはわかるが。
事業者	献花された花については、やはり現状では枯れれば当方で処分しているが、持つて帰っていただける方は持つて帰っていただきたいと考えている。
江成会長	それでは、追加の意見があれば事務局までお願いする。
江成会長	<p>【次第4 報告】</p> <p>それでは、続いて報告事項に入る。</p> <p>(仮称) 荒井駅北土地区画整理事業の手続について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>(資料2-1, -2, -3について説明)</p>
事務局（環境調整係長）	これまでの経過、条例上での考え方、条件、それを踏まえて方法書の手続の省略を認めてよろしいのではないかという、報告だった。何かご質問、ご意見があればお願いしたい。
江成会長	報告事項なので質問になるが、第1点は、例えば以前の方法書中に示された測定点や調査地点はそのまま踏襲されるのか、事業地域内に不足・欠落し
平吹委員	

	<p>ていた場合はどうするのかということ、第2点は、資料2-2に示されているように、近隣でかなり大面積の開発が予定されているということだが、これらの事業を折り込むアセスになるのか、そうではないのか。この2点を教えていただきたい。</p> <p>こうした点については事務局でチェックし、指導することなのかな、確認させていただきたい。</p> <p>平吹委員のご指摘どおり、例えば測定点が荒井東しかなかったというようなことについては臨機応変に対応し、事業者に指導をしていきたいと考えている。内容については準備書で対応させていただくという形で考えている。</p> <p>2点目については、具体的にどのくらい先に新たな事業が始まるのかわからぬが、事務局で見通しをもっておられるのであれば、今回の手續に、例えば新たな人口動態などを組み入れるべきかもしれない。</p> <p>すると、今の荒井駅北の評価をするに当たって、荒井西や荒井南の人口動態や開発の状況、影響などを考える必要があるかどうかということか。</p> <p>例えば騒音については、新たな人口の増加や移動が影響するかもしれない。</p> <p>資料で荒井西、荒井南のエリアを示しているが、そもそも地権者の方との取りまとめを今後実施する形になっており、事業進行速度がそれぞれ違う状態である。予測時点でその人口動態なりをカウントできるかどうかというのは、かなり時期的に微妙ではないかと思う。荒井駅北土地区画整理事業立ち上げの時点の他の土地区画整理事業の熟度によって、変わってくると思われる所以、これに関してはその時点、その時点で判断していかないといけないと考えている。実際のところはなかなか難しいのではないかと感じている。</p> <p>なかなか今の問題には難しいところがある。特に、荒井駅北の部分は駅を抱えているわけであるから、駅に向かう交通などが、例えば騒音の予測などに影響してくるだろうと思うが、荒井西や荒井南が開発されてここに人が住むということになると、当然駅に向かう流れが大きくなるわけであり、それを荒井駅北の予測でどう見積もるのか、見積もる必要があるのかないのかということは、確かに大きな問題になる可能性がある。</p> <p>荒井東はどうなっているのか。荒井東は話が進んでいて、割と近いタイムラグで次の話として北だけやるということであり、駅を挟んで北と東側で駅の環境などを考えるとときには本当はここで切るのはあまりいいことではない。例えばビル風を考えるときに、北だけ先に先行してやって、次に東をやったときには、もう北は既存の条件として動かせない状態で東を考えなくてはいけなくなる。本当はあまり駅のところで切るようなことはしないで、まとめてできた方がいい計画ができると思うのだが。</p> <p>もともとは一体で開発することだったが、荒井駅北が遅れてしまつ</p>
事務局 (環境調整係長) 平吹委員	
事務局 (小林次長) 平吹委員	
事務局 (環境調整係長)	
江成会長	
持田副会長	
江成会長	

事務局 (小林次長)	<p>たということである。</p> <p>荒井東の方はもう先に着手するということであり、荒井駅北の方はこれからである。荒井南、荒井西については、事務局係長の方からご説明したとおり、まだまとまってゴーサインが出せるかどうかというのが正直見えないところがある。ただ、先ほど会長から話があったとおり、確かに交通関係など荒井駅北の環境影響評価をこれから行うに当たって影響が出てくるかもしれない。</p> <p>ただ、時期がわからないので、準備書の段階ででき得る限りその辺を念頭に置いて議論をいただき、その時点ではわかる範囲で最大の配慮をしていただくことで進めていただくしかないと思っている。</p>
事務局 (杉野目)	<p>また、準備書の中身については、方法書時点から事業計画の変更があった場合、もしくは社会の状況が変わった場合は、方法書時点から変わったことについて、必要な部分の修正を加えて準備書を作成するという前提に立っている。なので、周辺地域の開発の特徴などもでき得る限り準備書に反映させるように事業者側に事務局から指導をしていくという形になると思う。</p>
江成会長	<p>参考までに前にやった方法書と荒井東の準備書では2年間の間があるわけであり、当然対象事業も変わったということで、その方法書のいろいろな条件と変わって準備書ができているという、そういうことか。</p>
事務局 (杉野目)	<p>そのとおりであり、荒井駅北についてもそのように指導していく。</p>
江成会長	<p>それでは、この件については報告いただいたとおりの取扱となる。今後、事業者からの準備書提出の後、この場で審議いただくことになるので、よろしくお願いする。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議案件についての質問事項・ご意見は7月21日（水）までに事務局まで ・ 次回以降の審査会スケジュール確認（8、9月の予定は追加配布資料により確認） <p>10月は10月20日（水） 午前10～12時 10月27日（水） 午前10～12時 11月は11月22日（月） 午後6時半～8時半 11月29日（月） 午前6時半～8時半 とする。</p> <p>《各委員了承》</p>
	<p>【次第6 その他】</p> <p>特になし。</p>

事務局	【次第7 閉会】 《審査会終了》
-----	---------------------

平成 年 月 日

仙台市環境影響評価審査会会长

氏名

印

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

印